# 令和5年度第1回白井市福祉有償運送運営協議会 議事録

- 1 開催日時 令和5年8月10日(木)午後1時30分から午後2時40分
- 2 開催場所 白井市役所東庁舎 3階 303・304会議室
- 3 出席者 板橋会長、福岡副会長、山崎委員、赤間委員、加藤委員、 佐川委員、小島委員

欠 席 者 髙栁委員

事務局 障害福祉課 鈴木課長、

高齢者福祉課 竹内課長、安岡係長、大塚主事補

事業主体 特定非営利活動法人ケアグループあい・あい 1名、白井市 1名

- 4 傍聴者 1人
- 5 次 第 ① 開会
  - ② 委員自己紹介
  - ③ 会長の選出
  - ④ 会長挨拶
  - ⑤ 議事(1)福祉有償運送の必要性について
    - (2) 更新登録の申請に係る協議について 申請団体①特定非営利活動法人 ケアグループあい・あい ②白井市
  - ⑥ その他
  - (7) 閉会
- 6 配布資料 1 白井市福祉有償運送運営協議会名簿
  - 2 福祉有償運送の概要について
  - 2-1 道路運送法施行規則 抜粋
  - 3 白井市における移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について
  - 4-1-1 白井市福祉有償運送運営協議会 要件確認表①
  - 4-2-1 申請団体及び申請概要①
  - 4-1-2 白井市福祉有償運送運営協議会 要件確認表②
  - 4-2-2 申請団体及び申請概要②
  - 5 更新申請書類一式
- 7 議 事 以下のとおり

#### 事務局

- 1 開会
- 2 委員自己紹介

人事異動に伴い新たに就任した委員を紹介

### 〇報告事項

本日のご出席の委員数は、全員で7名になります。本日は1名欠席のご連絡をいただいております。白井市附属機関条例第6条第2項の規定により会議開催要件(委員の過半数の出席)を満たしているため、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日の議題は、「福祉有償運送の必要性について」と「更新登録の申請に係る協議(2法人分)」となります。開催通知を差し上げた時点では更新が1法人としておりましたが、2法人と変更となっておりますのでよろしくお願いいたします。

本会議は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により原則公開となっており、会議録作成の為、録音いたしますので、あらかじめご了承ください。また、会議録の作成にあたりましては、委員の皆さまの名前は伏せさせていただきます。

### 3 会長の選任について

事務局

現在、本協議会の会長については、前会長の退職により空席となっております。従いまして、会長が選出されますまでの間につきまして、職務代理といたしまして副会長に議事進行をお願いいたします。

副会長

よろしくお願いいたします。

それでは、次第3 会長の選出について議題とさせていただきます。 会長の選出方法につきましては、白井市附属機関条例第3条第1項により、 委員の互選により選出することとなっております。皆様のご意見を頂戴した いと思います。選出についてどなたかご意見がありましたらお願いします。

委員

副会長

前会長豊田委員の後任の福祉部長、板橋委員を推薦したいと思います。

ありがとうございます。ただいま委員より、板橋章委員をとのご推薦がありましたが、ほかにございませんでしょうか。

## 他委員 意見なし(全員)

副会長ない

ないようですので、板橋章委員を会長とすることにつきましてご異議はございませんでしょうか。

#### 他委員 | 異議なし(全員)

副会長

ありがとうございます。異議なしですので、板橋委員を会長とすることに決 定いたしました。ここで、仮議長の職を辞させていただきます。ご協力あり がとうございました。板橋会長よろしくお願いいたします。

#### 4 会長挨拶

事務局

それでは、会長のほうからご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

事務局

ありがとうございました。議長につきましては、同条例第6条第1項の規定により会長が会議の議長となりますので、ここからの進行については板橋会

長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

### 5 議事(1)福祉有償運送の必要性について

会長

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。次第5「(1)福祉有償運送の必要性について」事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議題5の議事(1)「福祉有償運送の必要性について」説明させていただきます。資料3をお手元にご用意ください。

本資料は白井市における福祉有償運送の必要性についてご検討いただくための資料となっております。この資料を元に、白井市内においてどの程度福祉有償運送の運送対象者が潜在的にいるのかをご確認いただきたく存じます。また、運送対象となりえる要件(旅客の範囲)につきましては、資料の6ページに掲載しておりますのでご確認ください。

なお、本日の説明では事前に資料を送付させていただいていることからも、 具体的な数値の説明は割愛させていただきます。

それではまず、1ページ目をご覧ください。

本資料は白井市の人口から今後運送対象となるリスクが高い高齢者割合を表したデータになります。ご覧いただいたとおり、本市の高齢化率は今後も増加していくことがお分かりいただけるかと思います。

次に2ページが白井市の事業対象者・要支援・要介護認定者の推移を表した データになります。折れ線グラフからわかるとおり、年々認定者の数が増え、 今後福祉有償運送のニーズが高まると考えられます。また、認知症高齢者に おいては、判断能力の低下により公共交通機関が利用できないケースも考え られるところです。

3ページ目は白井市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移となります。様々な障がいが起因し公共交通機関利用の制約があると考えられる方となります。

4ページ目をご覧ください。

こちらも先ほど同様に数値をグラフ化していますが、右肩上がりの傾向を見せており、高齢者同様、福祉有償運送の利用希望者が増える一因となるかと考えられます。特に精神障害者保健福祉手帳所持者数においては、5年間で約1.4倍と増加しています。

次に5ページ目は、「白井市内における公共交通機関の概要」になります。 資料は本市都市計画課から情報提供いただきました資料で、本市における公 共交通の状況を示すものとなります。令和4年度に介護タクシー業者が1者 廃業となっております。

また、6ページに記載のとおり、福祉有償運送を実施している市内事業者は6事業者ある状況です。

この市内タクシー台数を基にタクシー1台当たりの75歳以上の人口を算出すると約432人となります。もちろん健康な方も含めている数値になりま

すので、あくまで参考程度のものですが、決して少なくはないかと思われま す。

以上が、本市において福祉有償運送が必要であると考えられる情報となります。

会長

ただいま、事務局からの説明について、必要性について十分理解いただきたいとお時間を設けております。何かご質問、ご意見等ございますか。

委員

資料を見て、福祉有償運送を行う業者が必要になってくると思うが、前年度 との比較で福祉タクシー業者1者が廃業されたということだが、理由がわか れば教えていただきたいのですが。

事務局

他市の業者と統合して事業を展開することとなったと把握しています。

委員

白井市から撤退したということは、白井市において利用者が少ないなどの理 由があったのでしょうか。

事務局

詳細は把握していませんが、利用者の数等の理由ではなく、経営上、他市で 事業所を運営するということになったと把握しています。

委員

利用者として参考に聞きたいが、毎週火曜日に外出支援サービスを利用し片道15キロの病院まで通っている。片道350円であり、今後外出支援サービスが終了すると聞いているが、その場合どのくらいの金額になるのか。

対象者が増えていくというデータは示されているが、全体の予算として市が 外出支援サービスに充てる予算と、福祉有償運送の業者を増やして外出支援 サービスをやめることとどうリンクしているのか。その辺がわからないと福 祉の後退につながることになりかねないと思うのですが。

事務局

お話があったのが外出支援サービスの関係になりますが、基本的には外出支援サービスには年間500万前後の金額が使われております。今は車椅子利用者に対してその費用を投入している状況となりますが、それを車椅子以外の人も含めて幅広く活用させていただく形での変更を考えています。

実際車椅子の方については、前回の会議の際にもお話をさせていただいたように、福祉有償運送の事業者の数を増やすというだけではなく、福祉タクシー券の整理もさせていただき、外出支援サービスと同様とはなりませんが、少なからず経費が軽減できる形での検討を進めているところです。

・印西までどのくらいの金額がかかるかということについては、例として日 医大千葉北総病院まで片道 18kmくらいで考えた場合、一般タクシーだと 7000円前後、福祉有償運送についてはその半額となるので3500円、 そこに対して今後、市として福祉タクシー券の拡充を考えているので、多少金額が抑えられるのではないかと考えています。

但し、金額については福祉有償運送の各事業者により考え方が異なるため、 一概にはこの金額にならないという状況があります。

委員

費用が約10倍となる。業者に対する応援というのは福祉事業としてわかりますが、あまりにも車いすを利用している方にとっては大きな変化。現実に

往復7000円週1回行くと毎月2万8000円。今までは年間で1万25 00円。

この差について、利用者から実施主体として利用者からの話を聞いたりしていないのでしょうか。

委員

市から受託して外出支援サービスを実施しており、8月1日付で令和7年の3月31日に事業終了との通知が発送されたとのことで、それについての具体的なご意見などは社会福祉協議会には来ていません。値段については他の方法を使ったとしても、今の金額というのは難しいと思いますが、受託している立場としては金額についての発言は控えさえていただきたいと思います。

委員

利用者側からすると通知がいきなり届きショックである。今利用している 方々にこうなりますというしかるべき通知を行うことを考えているのでしょ うか。

利用者に対する支援がなければ10倍の費用負担となり、実質ほとんどの方は通院ができなくなる。福祉として考えていたのか。前回の会議では行政として決まったという話ではあったが、大枠の考え方はよいと思うが、現に利用している人へのフォローが必要ではないか。外出支援サービスを知らない人もまだいる。

少なくともお願いしたいのは、中止になるということは知らせたから、1年前くらいにはいくらになる等具体的なことをわかりやすくお知らせしておいたほうが良いのではないかということです。

事務局

貴重なご意見をありがとうございます。参考とさせていただきます。

委員

資料の訂正になりますが、白井タクシーについて、車両台数は10台でその うち7台がユニバーサルデザインとなります。

(2) 更新登録の申請に係る協議について

会長

次の次第に移らせていただきます。「(2) 更新登録の申請に係る協議について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

更新登録の申請に係る協議についてご説明いたします。

2法人に係る更新申請について協議をいただきますが、本日の会議で協議が整いますと、資料5の54ページ、97ページにある『地域公共交通会議等において協議が整ったことを証する書類』を通知いたします。

書類の5に記載されているとおり協議内容としては、『運送の区域』、『旅客から収受する対価』、『旅客の範囲』となります。協議にあたりこれらについて、事務局より説明いたします。その後各事業者から補足説明をいただき、事業者が退席した後に、委員の皆様にご協議いただいたうえで、事業者毎に表決していただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

会長

今回更新申請のありました申請団体に入室していただきます。

### 申請団体入室

申請団体(1)

今日は更新ということで協議会を開催していただきありがとうございます。 協議の方、よろしくお願いします。

会長

会長

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

(資料説明原稿に沿って説明)

申請団体①

続いて申請団体より更新申請について、補足説明等があればお願いします。 今年の3月で介護保険事業を閉鎖しました。移送サービスは長く行っていますが、介護保険のサービス(買い物や院内介助)等を含めて実施していたことから、介護保険のサービスで行えていたことができなくなり、料金が高くなるということから利用者が減少している経緯がございます。今回新規での利用希望があり、更新申請をさせていただきました。

会長 委員 事務局の説明及び申請者の説明につきまして、何かご質問等ございますか。 審議の前に先立ちまして、この旅客の範囲について提案をさせていただきた いとおもいます。

これまでは現会員が該当する旅客の範囲と、協議の場での更新する旅客の範囲を一致させなければならなかったのですが、昨年10月に制度改正があり、原則は変わらないものの、協議の場において今いない者の旅客の方「イ身体障害者」や「ロ知的障害者」などの方も旅客の範囲と含めて協議をお願いしますとし、委員の皆様から認められれば、この原則が取り除かれると制度が変わっています。

「へ基本チェックリストの方」のみで更新協議したとして、今後会員が増えた際に旅客の範囲を追加するための協議を再度開いて調えなければならなくなります。また変更登録を運輸支局にしていただく必要があり、手間がかかってしまうことになります。今回の場合においては「へ基本チェックリストの方」として申請書を作成いただいていますが事業者として今後想定しうる旅客の範囲をあらかじめご明示いただいき、「イ」から「ト」のうちの旅客をいくつか加えたうえで委員の皆様からの更新の協議をしていただくのが効率的かと考えての提案となります。

会長

ありがとうございました。今のご提案について何かご意見ございますでしょうか。趣旨はご理解いただけたかと思います。提案についていかがでしょうか。

申請団体①

今までも力量で受けられる範囲であれば身体障がい者、精神障がい者、介護 認定者など対応してきております。

是非そのようにさせていただきたいです。

会長

この場で追加の判断ができるのであれば、どれを追加するかお示しいただきたいと思います。

事務局

参考情報として、今までの旅客の登録を踏まえたうえで登録について考えていただいたほうが良いかと思います。今までは「イ」から「ホ」まで対応いただいていた経緯があります。今回新たに「へ基本チェックリスト該当者」が追加されている状況になるため、「イ」から「へ」まで一括でご承認いただければと事務局としては考えております。

会長

事務局の方からは「イ」から「へ」までで申請してはどうかとの提案ですがいかがでしょうか。

申請団体①

前回の更新の際は基本チェックリストの方を含めていませんでしたが、ここで増えたということで、「イ」から「へ」で対象者を認めていただけるとありがたいです。

会長

申請内容の変更については異議なしということでよろしいでしょうか。

### 他委員 異議なし(全員)

会長

他にご意見ございますでしょうか。

委員

この協議が調ったあかつきに運輸支局に申請をいただくこととなりますが、 その際の留意事項として2点お伝えしたいと思います。

商業登記簿謄本を取得していただき原本の提出をお願いします。また、任意 保険の証券の写しをつけていただいていますが、保証内容の写しもつけて申 請をお願いします。

会長

補償内容としては制約があるのでしょうか。

委員

対人8000万以上と対物200万以上となっております。概要書を見ると 無制限となっており問題はないと思われます。

副会長

原則利用者に対してドアツードアということが概要でうたわれていますが、 戸建てだとドアツードアは常識的だと思うのですが、中層の集合住宅などに 住んでいる方に対してもドアツードアのシステムは取っているのでしょう か。

申請団体①

5階の方であっても階段昇降機を持っており、その方が階段昇降ができない場合はそれを持って伺っています。今までは介護保険サービスで対応してきましたが、現在も必要な方はいるため、独自の料金の中で利用者に説明の上で実施したいと考えています。玄関から必要なところまでで対応を行っています。

会長

他にございますでしょうか。

無いようですので、委員による審議を行いますので申請団体については退席 願います。

### 申請団体退室

会長

それでは、申請団体の更新登録申請についてご意見をいただけますでしょうか。

委員

中高層住宅については階段昇降機を利用しているとのことですが、介護保険から費用が出るのでしょうか。

事務局

現状は介護保険事業を行っていないため、介護給付の対象とはなりません。

委員

以降は自費ということになるということで分かりました。

会長

今回、運送対象が増えたということに関して、書類上は今出ているもので問題ないという判断でよろしいのでしょうか。

委員

協議の場においてはよいのですが、申請の際は「イ」から「へ」まで丸が入っている状態で提出しただくことになります。

会長

他に質問等がないようですので、今回申請のありました更新登録の合意について決を取らせていただきます。

合意することに賛成の方は挙手をお願いします。

### 挙手全員

会長

挙手全員です。それでは、更新登録申請について、本運営協議会において協議が調ったことを報告いたします。

(2) 更新登録の申請に係る協議について

会長

続いて2法人目の協議を行います。

今回申請のありました申請団体に入室していただきます。

#### 申請団体入室

申請団体②

本日は更新登録の申請をさせていただいています。ご審議のほどよろしくお 願いいたします。

会長

ありがとうございました。それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

(資料説明原稿に沿って説明)

会長

続いて、申請団体の方から更新申請について、補足説明等があればお願いします。

申請団体②

福祉有償運送の有効期間の更新登録申請について説明をさせていただきます。

市では、平成12年度から移動制約者の社会参加を促進し、健康の増進、福祉の向上を図ることを目的に、在宅の高齢者などが外出する際に、車いすで乗車できる自動車により病院や市役所などへの送迎を行う白井市高齢者等外出支援サービス事業を市社会福祉協議会に委託して実施しております。

白井市高齢者等外出支援サービス事業は、要介護3,4,5の方及び身体障害者手帳1・2級を所持されている方を対象とし、発地または着地は、片道

20km以内の病院、福祉施設、市内公共施設に限り運送を実施しております。

平成18年10月1日に改正されました道路運送法により、福祉有償運送を 行おうとする場合は、当該地域の運輸支局に登録が必要となり、本市におい ては、同年、新規登録を行い、以降3年ごとに更新登録を行い、現在に至っ ているところです。

この度、市町村が実施する福祉有償運送である本市の高齢者等外出支援サービス事業の登録有効期間が令和5年9月30日をもって終了となることから、有効期間の更新登録を行うものです。

説明は以上です。

会長 事務局の説明及び申請者の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

委員 この協議が調ったあとの運輸支局に申請をいただく際の留意点になりますが、車検証について有効期間が今年の8月31日のものを添付されていますが、申請の際は更新後のものを添付していただきたい点と運転者一覧1名の 運転免許の種類が大型自動二輪となるため中型に修正していただきたいとおもいます。

板橋会長 他に質問等ございませんか。

無いようですので、委員による審議を行いますので申請団体については退席 願います。

#### 申請団体退室

会長 説明にもあった通り、白井市が福祉有償運送の登録をして実施している外出 支援サービスについては、白井市社会福祉協議会に委託をして実施している ものとなります。

会長 それでは、申請団体の更新登録申請についてご意見をいただけますでしょうか。

# 他委員 意見なし (全員)

会長

会長 申請団体の更新登録申請について、合意いただける方は挙手願います。

# 挙手全員

会長 全会一致で合意されました。それでは、更新登録申請について、本運営協議 会において協議が調ったことを報告いたします。

委員の皆様、ご審議ありがとうございました。 ではここからの進行については事務局からお願いします。 事務局

会長ありがとうございました。

本日の審議結果につきましては、事務局で整理し、申請者に「運営協議会に おいて協議が調(ととの)ったことを証する書類」を通知させていただきます。 更新申請のあった申請団体はこの通知を添付して運輸支局に本申請をしても らうことになります。

それでは、次第6 その他についてです。

事務局から2点ございます。

まず1点目は会議資料についてご意見を頂戴したいのですが、現状市へ提出 された更新関係書類一式を配布させていただいているところですが、配布資 料の見直しをさせていただきたいと考えております。

例として、申請書類の添付となる法人の登記事項証明や車検証、運転手の運 転免許証や講習の修了証明書、車両の任意保険の契約証等については事務局 で確認を行うこととし、今後は協議会の配布資料からは除かせていただきた いと考えておりますがいかがでしょうか。

会長

資料の配布を省略したいということで理解しますが、運輸局には事前審査の 意味で全資料を送付し、確認いただいたほうが良いのではないでしょうか。

委員 事務局 そのようにされている自治体もありますので。

ありがとうございます。それでは事前に運輸局へ提出させていただいたうえ で、配布資料としてはのぞかせていただくこととしたいと思います。

続いて2点目、今後の予定についてお知らせいたします。

来年の2月に1事業者の更新登録を予定しており、12月の会議開催を予定 しております。その間新規申請等の申請が上がり次第、その都度、委員の皆 様にはご連絡させていただきます。

事務局からは以上になります。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

委員

最後に8月1日に制度改正が一部あったものの紹介となります。

車内に掲示いただいている乗務員証の件でございます。 昨今勝手に SNS に挙 げられてしまうなどがあり、大元はタクシーの方になりますがドライバーの プライバシーを守るという観点から乗務員証に氏名を外すあるいは見えない ような面にするという制度改正があり、福祉有償運送でも当てはまるものと なります。今までですと、運転手の名前や免許証の有効期限が入っている運 転者証を掲示するということになっていましたが、これが削除され、代わり に運送者と自動車登録番号(ナンバー)を車内で表示すれば可と制度が変わ っているため紹介をさせていただきました。

この点については運輸支局より各自治体に周知のメールをさせていただくの で、お手数ですが、事務局に置かれましては、市内の他の運送者様にも前広 に展開いただければ幸いでございます。

事務局

他にございますでしょうか。

無いようでしたら以上を持ちまして、令和5年度第1回白井市福祉有償運送

	運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。